

令和3年第6回総会

山武市農業委員会会議録

令和3年6月4日 開会

令和3年6月4日 閉会

令和3年第6回山武市農業委員会総会議事録

- 日 時 令和3年6月4日（金）午後3時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫
議 事 議案
- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
 - (3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
 - (4) 令和3年度第3次農用地利用集積計画（案）の決定について
 - (5) 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定における借受者移転計画（案）の決定について
 - (6) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
 - (7) 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
 - (8) 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
 - (9) 農業委員会選出役職員について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（18名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

出席事務局職員（4名）

◎開 会

事務局長

令和3年第6回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長から御挨拶いただきたいと思います。

雲地会長、よろしく申し上げます。

会長

あいさつ

事務局長

どうもありがとうございました。

それでは、本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による
通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見
について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見
について

日程第7 議案第4号 令和3年度第3次農用地利用集積計画（案）の決
定について

日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定にお
ける借受者移転計画（案）の決定について

日程第9 議案第6号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

日程第10 議案第7号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点
検・評価（案）について

日程第11 議案第8号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画
（案）について

日程第12 議案第9号 農業委員会選出役職員について

令和3年6月4日 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫

事務局長

日程につきましては以上でございます。

早速会議に入っていきますが、会議の議長は、山武市農業
委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされてお
ります。以後の会議の進行は雲地会長にお願いします。

議長

これより令和3年第6回山武市農業委員会総会の会議を始
めます。

ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に
関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立いたしま

した。

欠席委員は議席番号3番、佐藤委員です。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号6番齋藤委員、議席番号9番小川委員の両委員を指名します。

◎報告

議長

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告を求めます。

事務局

総会資料4ページから7ページを御覧ください。

今回の農地法第18条第6項の規定による通知の報告は6件になります。そのうち農地法第3条の解約が3件、基盤強化法利用権設定の解約が2件、機構法の解約が1件になります。

いずれも貸付人と借受人の合意による解約になります。詳細については資料を御覧ください。

以上です。

議長

事務局からの報告が終わりました。

◎議案第1号

議長

引き続き、議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第1号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの概要説明が終わりました。

議案第1号申請番号1を議題としますが、この案件は、議席番号8番、増田委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、増田委員の退室を求めます。

(増田委員退室)

議長

議案第1号申請番号1について、地区担当推進委員の加藤委員からの説明を求めます。

加藤推進委員

地区担当推進委員の加藤でございます。

この案件は、譲受人、譲渡人、兄弟でございます。お父さんが亡くなった時点で譲渡人に相続したと聞いております。それで、歳をとってきたので、自分で耕作することは困難になったため、譲受人に贈与という形で譲り渡したいということです。別の問題はないと思います。

以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号11番古谷委員から補足説明等を求めます。

古谷委員

議席番号11番、古谷です。

議案第1号の申請番号1について、加藤推進委員が説明したとおりでございます。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたし

ます。

議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

増田委員の入室を許します。

(増田委員入室)

議長 議案第1号、申請番号2について、地区担当推進委員の伊藤委員からの説明を求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。

議案第1号、申請番号2について説明します。

この案件は、売買による所有権の移転です。譲渡人は遠方に居住しており、耕作や管理することが困難である。譲受人は経営規模拡大の為となっており、管理はされているようなので、その後、引き続き管理されるのであれば問題はないのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号13番藤田委員からの補足説明等を求めます。

藤田委員 議席番号13番、藤田です。

特に問題はありません。ただいま御説明のとおりでございまして、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。よろしく御審議のほどお願ひします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号3について、地区担当推進委員の高橋委員からの説明を求めます。

高橋推進委員 地区担当推進委員の高橋です。

議案第1号申請番号3について説明します。

この案件は、使用貸借の設定です。譲受人、譲渡人は親子で、何も問題ありません。ひとつよろしくお願いします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員からの補足説明等を求めます。

小山委員 議席番号2番、小山です。

ただいま高橋推進委員が申し上げましたとおり、何ら問題はございません。権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしています。よろしくをお願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号3について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号、申請番号1について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号、申請番号1について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の川島委員からの説明を求めます。

川島推進委員 地区担当推進委員の川島です。議案第2号の申請番号1について御説明いたします。

経営面積拡大と機械の導入をすることによる格納農業用倉庫の新築になります。

現地確認をしましたところ、非常に周辺も草取り等整備されております。何ら問題ないと思います。よろしく御願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の鈴木委員からの報告を求めます。

鈴木委員 議席番号17番鈴木でございます。

本件は、農用地への農業用倉庫の新築です。農地法第4条第6項及び農地法施行令第4条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われまます。御審議よろしく御願いたします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第2号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

◎議案第3号

議長

日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

この議題に関しては一部一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この案件に関しては一部一括審議とします。

議案第3号、申請番号1について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第3号、申請番号1について説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の今関委員からの説明を求めます。

今関推進委員

地区担当推進委員の今関です。

議案第3号、申請番号1について、説明させていただきます。

この土地は、隣接地と一緒に説明させていただきます。

譲受人が隣接地、この土地は50年以上前から私の同級生が家族と住んでおりました。そして、二十数年前に老人の独り

暮らしとなり、それからすぐ住宅が取り壊され、撤去され、二十数年間空き地となった場所でございます。このたび、譲受人が購入し、精査したところ、81㎡が畑になっていたということで所有権移転になりました。

隣接耕作者と承諾は済んでおりまして、別段問題はないと思います。また、土砂流出防止のためにブロック工事をする予定でございます。地元としては何ら問題はございませんので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の鈴木委員からの報告を求めます。

鈴木委員

議席番号17番鈴木でございます。本件は第1種農地への専用住宅の建築であり原則として不許可になる案件です。しかし、隣接地と一体で同一事業を行うために農地転用を行う場合で、農地転用が必要と認められ、かつ開発面積に占める第1種農地の割合が3分の1以下であるという基準を満たせば許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われまます。御審議よろしくお願いたします。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第3号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

次に、議案第3号、申請番号2について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第3号、申請番号2について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の伊藤委員からの説明を求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。
議案第3号、番号2について説明します。
この案件はどの例外規定にも当てはまらない案件となっております。申請を出す側が第1種農地とは思っていなかったということです。調査ミスと勘違いから多分ここを申請してしまったのではないかと考えられます。どの例外規定にも当てはまらない内容ですので、不許可相当ではないかなと考えられます。よろしくお願ひします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の林委員からの報告を求めます。

林委員 議席番号4番林です。
ただいま伊藤推進委員さんのほうからお話があったとおり、本件は第1種農地への事務所、作業車両及び資材置き場の建設であり、原則として不許可の案件です。また、例外規定のいずれにも該当しないため、不許可相当と思われるので、よろしくお願ひいたします。
以上です。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
議案第3号、申請番号2については、不許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第3号、申請番号2については、不許可相当として意見を付すことに決定します。

次に議案第3号、申請番号3、申請番号4については関連する案件ですので、一括して事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第3号、申請番号3について説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
引き続き、議案第3号、申請番号3、申請番号4について、関連する案件であり、同じ地区のため、一括して審議することとしてよろしいかお諮りします。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありましたので、本件に関しては、一括審議とします。

地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。申請番号3番、4番について説明いたします。

まず3番が、今回の申請は、永久転用に伴う賃貸借契約であります。譲受人であります。天然ガスの配給事業を行っており、それに伴い、水も一緒に出てくるため、送水管の腐敗防止工事の設備を作るために今回の土地を転用するわけがあります。

申請番号4番であります。この工事に伴い、進入路、あるいは作業場所を用意するために一時転用に伴う賃貸借契約を結びます。隣接する田んぼもございまして、今回の工事に対して何ら支障はないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の林委員からの報告を求めます。

林委員

議席番号4番林です。報告いたします。

まず、番号3について、本件は第一種農地への専用設備の設置であり、原則として不許可になる案件ですが、しかし、既存設備の拡張、機能維持である場合においては、拡張面積が既存設備面積の2分の1を超えない面積であれば許可し得るという例外規定がございます。それに該当しますので、許可相当と思われます。

また、番号4については、一時的な利用であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。

どうか御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第3号、申請番号3、申請番号4について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

◎議案第4号

議長

日程第7、議案第4号、令和3年度第3次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題とします。

この議案に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部一括審議とします。
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
利用権設定等個人別明細番号1から18を一括して採決します。
本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。
次に、利用権設定等個人別明細の番号19を採決しますが、この案件は、議席番号13番、藤田委員に関連する案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、藤田委員の退室を求めます。

(藤田委員退室)

議長 それでは、利用権設定等個人別明細の番号19について採決します。
本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。
藤田委員の入室を許します。

(藤田委員入室)

議長

次に、利用権設定等個人別明細の番号20を採決しますが、この案件は、議席番号17番、鈴木委員に関連ある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木委員の退室を求めます。

(鈴木委員退室)

議長

それでは、利用権設定等個人別明細の番号20について採決します。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

鈴木委員の入室を許します。

(鈴木委員入室)

◎議案第5号

議長

日程第8、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定における借受者移転計画（案）の決定についてを議題とします。

この議題に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局

議案第5号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

この議案に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第6号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。

議案第6号、番号1について、地区担当推進委員の菊池委員からの説明を求めます。

菊池推進委員 地区担当推進委員の菊池です。

1番について御説明します。これは新規です。営農類型は水稻、露地野菜で、露地野菜はネギ、バンタム、蚕豆等、緑の風などに出品しています。頑張っていますので、よろしくお願ひします。

議長 次に、議案第6号、番号2について、地区担当推進委員の高橋委員からの説明を求めます。

高橋推進委員 地区担当推進委員の高橋です。
番号2について、説明いたします。この件は更新でございます。水稲、露地野菜、施設野菜を中心に、ニラ、ネギ、蚕豆等を栽培しております。水稲の育苗で立枯病が発生しているので、薬剤防除、温度管理を実施し、発生を抑える。ネギ黒腐菌核病が発生しており収穫が減少しているため、新規薬剤による消毒を行い、一生懸命頑張っております。よろしくお願いいたします。

議長 次に、議案第6号、番号3について、地区担当推進委員の小川委員欠席のため、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、番号3番について説明します。
申請人は多古町在住ですが、山武市の板中新田で肉牛哺育育成経営をこれから行うそうです。哺乳ロボットを導入し省力化を図り、個体に合わせた哺乳量を設定し、育成牛出荷時のサイズをそろえるそうです。また、管理作業をマニュアル化することで、定期的な休日確保に努めていくそうです。
以上です。

議長 次に、議案第6号、番号4、5について、地区担当推進委員の椎名委員からの説明を求めます。

椎名推進委員 地区担当推進委員の椎名です。
4番について、御説明いたします。水稲、露地野菜、施設野菜をやっておりますが、去年からハウスを広げ、施設を増やして、これからも頑張っていくとのことですので、よろしくお願いいたします。
5番について、説明いたします。今までは片手間の農業の手伝いをしておりましたが、本腰を入れて農業を始めるということで、水稲のほうを担当して頑張るとのことですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 地区担当推進委員及び事務局からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第6号、番号1から5について一括して採決します。

本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

◎議案第7号

議長 日程第10、議案第7号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを議題とします。
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 68ページを御覧ください。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について御説明いたします。

目標、点検・評価については、農業委員会は農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況、その他事務の実施状況について公表することになっているものです。

また、公表内容については、県を通じて国へ報告することになっております。

では、Iから御説明します。

I、農業委員会の状況です。農家、農地等の概要と農業委員会の現在の体制です。数値については、農林業センサス等の統計によるものと、条例に基づくものです。

次に、69ページを御覧ください。

II、担い手への農地の利用集積・集約化です。集積の目標

を1,740haと設定したところ、実績では1,780haとなり、目標を達成することができました。しかしながら、今回、新型コロナウイルス対策関連の交付金を受給するための集積があった結果です。引き続き農地利用の状況を調査し、農地の利用集積の推進に努めることを活動に対する評価としました。

次に、70ページを御覧ください。

Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。目標を4経営体としました。実績は6経営体で達成することができました。面積の達成状況は87.5%でした。

引き続き、新規参入者への相談対応、また、農地確保の活動を継続していくことを活動に対する評価としました。

次に、71ページを御覧ください。

Ⅳ、遊休農地に関する措置です。目標の解消面積は3.6haと設定したところ、目標は達成できませんでしたが、2ha解消できました。引き続き、農地のパトロールを実施し、農地の活動相談を基本に利用意向調査確認等を行うことを活動に対する評価としました。

次に、72ページを御覧ください。

Ⅴ、違反転用への適正な対応です。対象面積はゼロでした。従前の違反案件が改善されないまま継続している状況です。また、パトロール等を行ったことで新規の違反転用はありませんでした。今後も定期的なパトロール等により早期発見、是正に努めていきます。

次に、73ページを御覧ください。

Ⅵ、農地法等の事務に関する点検です。農地法第3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務です。処理件数は3条、62件、転用、29件で全て許可、許可相当です。

74ページを御覧ください。

農地所有適格法人からの報告への対応状況と情報の提供です。市内19法人のうち、13法人より報告書の提出がありました。農地台帳の整備は、全国農業会議が管理運営の農業情報公開システム、通称全国農地ナビに一元化され、毎月データを更新しております。

次に、75ページを御覧ください。

Ⅶ、地域の農業者等からの意見です。活動を通じて農業者等から寄せられた要望、意見はありませんでした。

VIII、事務の実施状況の公表等です。総会等の議事録については、詳細なものを作成し、事務局の窓口に備付けと、ホームページで公表しております。活動計画の点検・評価はホームページに公表しました。

説明は以上です。

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決をします。

議案第7号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、原案のとおり徹底することに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり、決定します。

◎議案第8号

議長 日程第11、議案第8号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題とします。
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 77ページを御覧ください。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について御説明いたします。

I、農業委員会の状況です。農家・農地等の概要と、農業委員会の現在の体制です。数値については、農林業センサス等の統計によるものと条例に基づくものです。

次に、78ページを御覧ください。

II、担い手への農地の利用集積・集約化です。令和3年度の目標は、集積面積1,880haを計画しました。活動としては、農業者等の意向を把握し、地域での話合いの場へ積極的に参

画する。また、中間管理機構との連携による農地の利用集積及びあっせん申出のあった農地などの利用集積の推進をするように計画しました。

Ⅲ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進です。令和3年度は4経営体を目標とし、面積は3haとしました。活動としては、農業委員と推進委員の連携により、新規就農者の相談対応や、農地の確保に努めることを計画としました。

次に、79ページを御覧ください。

Ⅳ、遊休農地に関する措置です。目標の解消面積は1haを目標としました。活動計画は、農地の利用状況調査を8月から11月までに実施する予定です。また、パトロール等を実施し、農地所有者への働きかけで、遊休農地の解消に努めるとしました。

Ⅴ、違反転用への適正な対応です。活動は、推進委員が中心となり農地パトロールを実施し、新たに違反転用が発生しないよう、監視、指導を行う計画としました。

説明は以上です。

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決をします。

議案第8号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、原案のとおり決定することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり、決定します。

◎議案第9号

議長

日程第12、議案第9号、農業委員会選出役職員についてを議題とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局

それでは、説明申し上げます。

総会資料の最終ページ、81ページを御覧ください。現在の役職員の一覧表となっています。

その中で、人・農地プラン検討委員会の委員、こちら4名及び地籍調査推進委員会の委員1名、こちらの任期の満了に伴いまして、市長のほうから委員の推薦をしていただきたいと、その旨の依頼がございまして、本日はその推薦依頼に伴いまして、農業委員会を代表いたします委員の候補者の方の選出をお願いするものでございます。

それでは、各委員会について御説明申し上げます。初めに、人・農地プラン検討委員会でございますが、こちらは地域での話し合いにより、地域の中心となる経営体の確保や、農地の集積、経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業の在り方等を検討することとされております。

次に、地籍調査推進委員会でございますが、こちらは土地所有者等の意思疎通及び意見調整を行い、地籍調査の円滑な推進を図るとされており、旧山武町の区域において対象を実施しております。

説明は以上でございます。

議長

事務局からの説明が終わりました。

本件について、どのように選出したらよろしいか、御意見を伺います。

川島委員

事務局案があれば、お願いしたいと思います。

議長

ただいま川島委員のほうから、事務局のほうに案がないかという声がありました。

事務局の案により指名することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、御異議ないものと認め、事務局の案をもって指名させていただきます。

事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、事務局案について御説明申し上げます。

初めに、人・農地プラン検討委員会の委員でございますが、こちらは前任の選出状況を見ますと、会長職務代理者を中心に選出されている状況でございます。

従前の例にならしまして、今回の選出も、会長の雲地委員、職務代理の井野委員、川島委員、古谷委員の4名。

続きまして、地籍調査推進委員会委員につきましては、旧山武町の区域を対象に実施していることから、山武地域の農業委員の林委員にそれぞれお願いしたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明のあったとおり選出させていただきますので、よろしく願いいたします。

◎その他

議長

以上で、本日本日予定した議案の審議は全て終了しました。その他の件について、皆様から何か御意見等ございますか。

◎閉 会

議長

なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。
次回の総会は7月5日月曜日、車庫棟2階第6会議室を予定していますので、御参集お願いいたします。
御苦労さまでございました。